

(2026年3月27日発表)

職員の懲戒処分等の発令

本日、職員に対する懲戒処分等を行いましたので、その内容についてお知らせします。

【処分年月日】

2026年3月27日

【被処分者、処分内容及び処分事由】

被処分者:保健福祉長寿局 課長等 60代 男性

内 容:停職6箇月

事 由:地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

法令等に従う義務違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行

【事案の概要】

被処分者は、次に掲げる行為を行いました。

(1)2023年度及び2024年度における職場離脱(早退行為)

2023年度及び2024年度の勤務において、合計259日、勤務終了時間である17時15分より15分早く勤務場所を離れ、合計64時間45分にわたり職務を怠りました。

(2)2025年度における職場離脱

2025年6月から9月までの勤務において、合計74日、勤務時間中に正当な理由なく勤務場所を離れ、合計138時間51分にわたり職務を怠りました。このうち、同年9月18日から25日までの5日間については、同月17日に上司から勤務時間中の離席について注意を受けていたにもかかわらず行われたものです。

なお、当該職員は、職務を怠った時間に関する月例給与及び勤勉手当、合計2,545,771円について、全額返納する意思を示しています。

【管理監督する立場にある職員の処分】

当該職員を管理監督する立場にあった職員2人に対し、それぞれ管理監督責任を問う服務上の措置を行いました。

(1)2023年度及び2024年度に当該職員を管理監督する立場にあった職員:厳重注意

(2)2025年度に当該職員を管理監督する立場にある職員:訓告

【総務局長コメント】

今回、職員がこのような行為を行い、市民の行政に対する信頼を損ねたことに対して、深くお詫び申し上げます。

市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう、職員に対して、地方公務員法に規定する職務に専念する義務について改めて認識させるとともに、より一層の綱紀粛正を図ってまいります。

2026年3月27日

総務局長 おおむら あきひろ 大村 明弘

【問い合わせ先】

総務局 人事課(静岡庁舎9階)、担当:飯沼 電話:054-221-1009